

令和二年国土交通省令第八十三号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律
施行規則

(令和二年法律第六十号) 及び賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令(令和二年政令第三百三十三号)の規定に基づき、並びに賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律を実施するため、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 賃貸住宅管理業(第三条―第四十一條)

第三章 特定賃貸借契約の適正化のための措置等(第四十二条―第四十九条)

第四章 雜則(第五十条)

附則

第一章 総則

(法第二条第一項の国土交通省令で定める住宅) 第一条 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号。以下「法」という。) 第二条第一項の人の生活の本拠として使用する目的以外の目的に供されていると認められる住宅として国土交通省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号) 第三条第一項の規定による許可に係る施設である住宅

二 國家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号) 第十二条第一項の規定による認定に係る施設である住宅のうち、認定事業(同条第五項に規定する認定事業をいう。)の用に供されているもの

三 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号) 第三条第一項の規定による届出に係る住宅のうち、住宅宿泊事業をいう。)の用に供されているもの

(人的関係、資本関係その他の関係において賃貸人と密接な関係を有する者)

第二条 法第二条第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 賃貸人が個人である場合における次に掲げる者

イ 当該賃貸人の親族

ロ 当該賃貸人又はその親族が役員である法人

二 賃貸人が会社(会社法(平成十七年法律第八十六号) 第二条第一号に規定する会社をいう。)である場合における次に掲げる会社等の条において「関係会社」という。)

(会社法施行規則(平成十八年法律省令第二号) 第二条第三項第二号に規定する会社等をいう。以下この号において同じ。)(以下この号において同じ。)

ロ 当該賃貸人の子会社(会社法第二条第三号に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。)

口 当該賃貸人の親会社(会社法第二条第四号に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)

ハ 当該賃貸人が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等

ホ 当該賃貸人の親会社の子会社(当該賃貸人を除く。)

三 项第十八条号に規定する関連会社をいう。

以下この号において同じ。)

二 当該賃貸人が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等

三 项第十八条号に規定する関連会社をいう。

以下この号において同じ。)

ハ 当該賃貸人の関連会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号) 第二条第三項第十八条号に規定する関連会社をいう。

ホ 当該賃貸人の登録投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号) 第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。以下同じ。)である場合における当該登録投資法人の登録投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号) 第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。以下同じ。)の関係会社

三 项第十八条号に規定する関連会社をいう。

以下この号において同じ。)

二 当該賃貸人が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等

三 项第十八条号に規定する関連会社をいう。

以下この号において同じ。)

七 賃貸人が賃貸住宅に係る信託の受託者である場合における次に掲げる者

イ 当該信託の委託者又は受益者(以下この号及び第三十条第六号において「委託者等」という。)の関係会社

ロ 委託者等が登録投資法人である場合における当該登録投資法人の資産運用会社の関係会社

ハ 委託者等が特定目的会社である場合における当該特定目的会社の委託を受けて特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者の関係会社

ホ 委託者等が特定目的会社である場合における当該特定目的会社の委託を受けて特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者の関係会社

三 项第十八条号に規定する関連会社をいう。

以下この号において同じ。)

二 当該賃貸人が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等

三 项第十八条号に規定する関連会社をいう。

以下この号において同じ。)

二 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。次号において同じ。)の長の証明書

ホ 別記様式第二号による役員並びに相談役及び顧問の略歴を記載した書面

ヘ 別記様式第三号による相談役及び顧問の名及び住所並びに発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面

ト 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

チ 別記様式第四号による賃貸住宅管理業の状況及び財産の分別管理の状況を記載した書面

ハ 別記様式第五号による業務管理者の配置の状況及び当該業務管理者が第十四条各号に掲げる要件のいずれかに該当する者である旨を記載した書面

ホ 別記様式第六号による法第六条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第八号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ヘ 登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その法定代表人(法定代表人が法人である場合にあっては、その役員)を含む。以下この条において同じ。)が個人である場合においては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員)を含む。以下この条においては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員)を含む。以下同じ。)が個人である場合においては、次に掲げる書類

リ 別記様式第五号による業務管理者の配置の状況及び当該業務管理者が第十四条各号に掲げる要件のいずれかに該当する者である旨を記載した書面

ヌ 別記様式第六号による法第六条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第八号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ヘ 登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員)を含む。以下この条においては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員)を含む。以下同じ。)が個人である場合においては、次に掲げる書類

リ 別記様式第五号による業務管理者の配置の状況及び当該業務管理者が第十四条各号に掲げる要件のいずれかに該当する者である旨を記載した書面

ヌ 別記様式第六号による法第六条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第八号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ヘ 登記申請書

号までのいづれにも該当しないことを誓約する書面（賃貸住宅管理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎）に係る機関保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機関保存本人確認情報をいう。）のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができ。国土交通大臣は、登録申請者に対し、前二項に規定するものほか、必要と認める書類を提出させることができる。

3 国土交通大臣は、登録申請書に添付され、この規則の規定により登録申請書に添付しなければならない書類の一部を省略させることができる。（心身の故障により賃貸住宅管理業を的確に遂行することができない者）

4 國土交通大臣は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により登録申請書に添付しなければならない書類の一部を省略させることができる。

第五条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいづれかに該当する者とする。

一 法第二十三条第一項各号のいづれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないとの決定をするまでの間に法第九条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は賃貸住宅管理業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者であつて前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位に

あつたもので当該届出の日から五年を経過しないもの（賃貸住宅管理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎）の規定による届出をしようとするときは、国土交通大臣に、別記様式第九号による登録事項変更届出書を提出しなければならない。

2 变更に係る事項が法人の役員の氏名であるときは、前項の登録事項変更届出書に当該役員に関する第七条第一項第一号ニ及びホに掲げる書類並びに当該役員が法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。（廃業等の届出）

第十一条 賃貸住宅管理業者は、法第七条第一項の規定による届出をしようとするときは、国土交通大臣に、別記様式第十号による廃業等届出書を提出しなければならない。

2 变更に係る事項が法人の役員の氏名であるときは、前項の登録事項変更届出書に当該役員に関する第七条第一項第一号ニ及びホに掲げる書類並びに当該役員が法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。（登録事項の変更の届出）

第十二条 賃貸住宅管理業者は、法第九条第一項の規定による届出をしようとするときは、国土交通大臣に、別記様式第十号による廃業等届出書を提出しなければならない。

2 变更に係る事項が法人の役員の氏名であるときは、前項の登録事項変更届出書に当該役員に関する第七条第一項第一号ニ及びホに掲げる書類並びに当該役員が法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。（登録の申請）

第十三条 法第十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十三条の規定による書面の交付及び説明に関する事項

二 法第十四条の規定による書面の交付に関する事項

三 管理業務として行う賃貸住宅の維持保全の実施に関する事項及び賃貸住宅に係る家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理に関する事項

四 法第十八条の規定による帳簿の備付け等に関する事項

五 法第二十条の規定による定期報告に関する事項

六 法第二十一条の規定による秘密の保持に関する事項

七 賃貸住宅の入居者からの苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、賃貸住宅の入居者の居住の安定及び賃貸住宅の賃貸に係る事業の円滑な実施を確保するため必要な事項として国土交通大臣が定める事項

（業務管理者の要件）

第十四条 法第十二条第四項の国土交通省令で定める要件は、管理業務に關し二年以上の実務の経験を有する者又は国土交通大臣がその実務の経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められた者で、次の各号のいづれかに該当するものであることとする。

一 法第十二条第四項の知識及び能力を有すると認められることを證明する事業（以下「証明事業」という。）として、次条から第二十九条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録証明事業」という。）による證明を受けている者

二 宅地建物取引士（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第四号に規定する宅地建物取引士をいう。第十七条第二項第二号ロにおいて同じ。）で、国土交通大臣が指定する管轄業務に関する実務についての講習を修了した者

（登録の申請）

第十五条 前条第一号の登録は、登録証明事業を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一号の登録を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び所在地

二 登録証明事業を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする証明事業の名称

四 登録証明事業を開始しようとする年月日

五 試験委員（第十七条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからハまでのいづれに該当するかの別

六 登録を受けようとする証明事業に係る試験の科目及び内容

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款若しくは寄附行為又はこれらに代わる書面及び登記事項証明書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

二 役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては業務を執行する社員をいい、当該社員が法人であるときは当該社員の職務を行うべき者を含む。次条第五号において同じ。）の氏名又は商号若しくは名称及び略歴又は沿革を記載した書類

三 試験委員が第十七条第一項第二号イからハまでのいづれかに該当する者であることを証する書類

四 登録証明事業以外の業務を行うときは、その業務の種類及び概要を記載した書面

五 登録申請者が次条各号のいづれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類（欠格条項）

第十六条 次の各号のいづれかに該当する者が行おうとする証明事業は、第十四条第一号の登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第二十六条の規定により第十四条第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力團員又は同号に規定する暴力團員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号において「暴力團員等」という。）

四 暴力團員等がその事業活動を支配する法人（以下「暴力團員等」という。）であつて、証明事業を行う役員のうち第一号から第三号までのいづれかに該当する者があるもの

（登録要件等）

第十七条 国土交通大臣は、第十五条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十九条第一項第一号イからヘまでの事項を含む内容について登録証明事業に係る試験（以下「登録試験」という。）が行われるものであること。

二 次のいづれかに該当する者五名以上によつて構成される合議制の機関により試験問題の

作成及び合否判定が行われるものであること。
 イ 管理業務に七年以上従事した経験があり、かつ、管理業務その他の賃貸住宅の管理の実務に適切に指導することができ
 ロ 弁護士、公認会計士、税理士、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学において教授若しくは准教授の職にある者又は宅地建物取引士であつて管理業務その他の賃貸住宅の管理の実務に関する知識を有する者
 ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者等以上の能力を有すると認められる者

第十四条第一号の登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号
 二 登録証明事業を行う者（以下「登録証明事業実施機関」という。）の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 三 登録証明事業を行う事務所の名称及び所在地
 四 登録証明事業の名称
 五 登録証明事業を開始する年月日（登録の更新）
 第十八条 第十四条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録証明事業の実施に係る義務）

第十九条 登録証明事業実施機関は、公正に、かつ、第十七条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録証明事業を行わなければならない。

第一次のイからまでの事項を含む内容について登録試験を行うこと。
 ロ 管理業務として行う賃貸住宅の維持保全に関する事項
 ハ 家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理に関する事項
 ニ 賃貸住宅の賃貸借に関する事項
 ホ 法に関する事項
 ヘ イから今までに掲げるもののほか、管理業務その他の賃貸住宅の管理の実務に関する事項

二 登録試験を実施する日時、場所、登録試験の出題範囲その他登録試験の実施に関し必要な事項を公示すること。
 三 登録試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
 四 終了した登録試験の問題及び当該登録試験の合格基準を公表すること。
 五 登録試験に合格した者に対し、合格証明書を交付すること。
 六 登録試験に合格した者について、管理業務に関する二年以上の実務の経験を有すること又はこれと同等以上の能力を有することを確認することにより、証明の判定がなされること。
 七 登録証明事業による証明を受けた者に対し、証明書を交付すること。
 八 登録証明事業による証明を受けた者の知識及び技能の維持のための措置が適切に講じられているものであること。
 九 登録証明事業が特定の者又は事業のみを利することとならないものであり、かつ、その実施が十分な社会的信用を得られる見込みがあるものであること。（登録事項の変更の届出）
第二十条 登録証明事業実施機関は、第十七条第二項第二号から第五号までに掲げる事項及び試験委員を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録証明事業実施規程）
第二十一条 登録証明事業実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録証明事業に関する規程を定め、当該登録証明事業の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第一次のイからまでの事項を含む時間及び休日に関する事項
 二 登録証明事業を行う事務所及び登録試験の試験地に関する事項
 三 登録試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項
 五 登録試験の日程、公示方法その他の登録試験の実施に関する事務（以下この条において「登録試験事務」という。）の実施の方法に関する事項

六 登録試験の科目及び内容に関する事項

二 登録試験の問題の作成、登録試験の合否判定及び証明の判定の方法に関する事項
 三 登録試験の問題及び当該登録試験の合格基準の公表に関する事項
 四 登録証明事業による証明を受けた者に対する事項
 五 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項
 六 試験委員の選任及び解任に関する事項
 七 試験委員の選任及び解任に關する事項
 八 登録試験の問題の作成、登録試験の合否判定及び証明の判定の方法に関する事項
 九 終了した登録試験の問題及び当該登録試験の合格基準の公表に関する事項
 十 登録証明事業の交付及び再交付に付すべき証明書に関する事項
 十一 登録証明事業による証明を受けた者に対する事項
 十二 登録証明事業による証明を受けた者の知識及び技能の維持のための措置に関する事項
 十三 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項
 十四 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項
 十五 不正受験者の処分に関する事項
 十六 第二十七条第三項の帳簿その他の登録証明事業に関する書類の管理に関する事項
 十七 その他登録証明事業に関する必要な事項（登録証明事業の休廃止）
第二十二条 登録証明事業実施機関は、登録証明事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 一 休止し、又は廃止しようとする登録証明事業の範囲
 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）
第二十三条 登録証明事業実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 登録証明事業による証明を受けようとする者の請求をするには、登録証明事業実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
 一 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は出力装置の映像面に表示された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する事項を画面の閲覧又は転写の請求
 二 前号の書面の副本又は抄本の請求
 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する事項を画面の閲覧又は転写の請求
 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録される事項を記載した書面の交付の請求
 五 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録される事項
 六 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録される事項
 七 試験委員の選任及び解任に關する事項
 八 登録試験の問題の作成、登録試験の合否判定及び証明の判定の方法に関する事項
 九 終了した登録試験の問題及び当該登録試験の合格基準の公表に関する事項
 十 登録証明事業の交付及び再交付に付すべき証明書に関する事項
 十一 登録証明事業による証明を受けた者に対する事項
 十二 登録証明事業による証明を受けた者の知識及び技能の維持のための措置に関する事項
 十三 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項
 十四 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項
 十五 不正受験者の処分に関する事項
 十六 第二十七条第三項の帳簿その他の登録証明事業に関する書類の管理に関する事項
 十七 その他登録証明事業に関する必要な事項（登録証明事業の休廃止）
第二十四条 国土交通大臣は、登録証明事業実施機関が第十七条第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録証明事業実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改善命令）
第二十五条 国土交通大臣は、登録証明事業実施機関が第十九条の規定に違反していると認めるときは、当該登録証明事業実施機関に対し、同項の規定による登録証明事業実施機関の方法その他の業務の方針の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（登録の取消し等）
第二十六条 国土交通大臣は、登録証明事業実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録証明事業実施機関が行う登録証明事業の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号

の登録を取り消し、又は期間を定めて登録証明事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条各号（第二号を除く。）に該当するに至ったとき。

二 第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項又は次の規定による違反したとき。

三 正當な理由がないのに第二十三条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第二十八条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により第十四条第一号の登録を受けたとき。

七 登録証明事業実施機関は、登録証明事業に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 登録試験の試験年月日

二 登録試験の試験地

三 登録試験の受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別

四 登録試験の合格年月日

五 証明年月日

六 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録証明事業実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

七 登録証明事業実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録証明事業の全部を廃止するまで保存しなければならない。

八 登録証明事業実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

九 登録試験の受験申込書及び添付書類

十 終了した登録試験の問題及び答案用紙（報告の微収）

十一 第二十八条 国土交通大臣は、登録証明事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録証明事業実施機関に対し、登録証明事業の状況に關し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第二十九条 國土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十四条第一号の登録をしたとき。

二 第十八条第一項の規定により登録の更新をしたとき。

三 第二十条の規定による届出があつたとき。

四 第二十二条の規定による届出があつたとき。

五 第二十六条の規定により登録を取り消し、又は登録証明事業の停止を命じたとき。

六 管理業務に係る専門的知識及び経験を有する（管理業務に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者）

七 第三十条 法第十三条规定の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 賃貸住宅管理業者

二 特定転貸事業者

三 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社（宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百十七号）附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。）同法第七十七条の二第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる特例事業者を含む。第四十条第三号において同じ。）

四 特定目的会社

五 組合

六 貸貸住宅に係る信託の受託者（委託者等が第一号から第四号までのいずれかに該当する場合に限る。第四十四条第六号において同じ。）

七 独立行政法人都市再生機構

八 地方住宅供給公社（管理受託契約の締結前の説明事項）

九 第三十一条 法第十三条规定の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十二条 法第十三条规定の（法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 送信者等（送信者又は送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は受信者との契約により受信者ファイル（専ら受信者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

ロ 送信者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供する方法

ハ 送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を記録する方法

口 受信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に令第二条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十三条 貸貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行令（令和二年政令第三百十三号。以下「令」という。）第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第三十四条 令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定められた方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ 又はロに掲げるものの

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられた当該受信者の受信者ファイルに記録された記載事項を記録する方法

ロ 受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された前条に規定する

に係る電子計算機に申出をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

口 貸貸住宅管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに申出をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに申出をする旨を記録したものを受けする方法

三 第五項の規定は、前項各号に掲げる方法について準用する。

(公告の方法)

第四十一条 法第二十五条の規定による監督処分等の公告は、官報によるものとする。

第三章 特定賃貸借契約の適正化のための措置等

(誇大広告等をしてはならない事項)

第四十二条 法第二十八条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定賃貸借契約の相手方に支払う家賃の額、支払期日及び支払方法等の賃貸の条件並びにその変更に関する事項

二 賃貸住宅の維持保全の実施方法

三 賃貸住宅の維持保全に要する費用の分担に関する事項

四 特定賃貸借契約の解除に関する事項

(特定賃貸借契約の相手方等の保護に欠ける禁止行為)

第四十三条 法第二十九条第二号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 特定賃貸借契約を締結若しくは更新させ、又は特定賃貸借契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、特定賃貸借契約の相手方又は相手方となる者(以下「相手方等」という。)を威迫する行為

二 特定賃貸借契約の締結又は更新について相手方等に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

三 特定賃貸借契約の締結又は更新について深夜又は長時間の勧誘その他私生活又は業務の平穏を害するような方法により相手方等を困惑させる行為

四 特定賃貸借契約の締結又は更新をしない旨の意思(当該契約の締結又は更新の勧誘を受けて準用する場合を含む。)の規定により示すべし。

第四十四条 法第三十条第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 特定転貸事業者

二 貸貸住宅管理業者

三 宅地建物取引業者

四 特定目的会社

五 組合

六 貸貸住宅に係る信託の受託者

七 独立行政法人都市再生機構

八 地方住宅供給公社

(特定賃貸借契約の締結前の説明事項)

第四十五条 法第三十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 特定賃貸借契約を締結する特定転貸事業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 特定賃貸借契約の対象となる賃貸住宅

三 特定賃貸借契約の相手方に支払う家賃の額、支払期日及び支払方法等の賃貸の条件並びにその変更に関する事項

四 特定賃貸事業者が行う賃貸住宅の維持保全の実施方法

五 特定転貸事業者が行う賃貸住宅の維持保全に要する費用の分担に関する事項

六 特定賃貸借契約の相手方に対する維持保全の実施状況の報告に関する事項

七 特定賃貸借契約が終了した場合における特定転貸事業者の権利義務の承継に関する事項

(書類の閲覧)

第四十六条 法第三十二条に規定する特定転貸事業者の業務及び財産の状況を記載した書類は、別記様式第十三号による業務状況調査、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面(以下この条において「業務状況調査等」という。)とする。

第四十七条 法第三十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 特定賃貸借契約を締結若しくは更新させ、又は特定賃貸借契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、特定賃貸借契約の相手方又は相手方となる者(以下「相手方等」という。)を威迫する行為

二 特定賃貸借契約の締結又は更新について相手方等に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

三 特定賃貸借契約の締結又は更新について深夜又は長時間の勧誘その他私生活又は業務の平穏を害するような方法により相手方等を困惑させる行為

四 特定賃貸借契約の締結又は更新をしない旨の意思(当該契約の締結又は更新の勧誘を受けて準用する場合を含む。)の規定により示すべし。

第四十八条 法第三十二条に規定する特定転貸事業者の業務及び財産の状況を記載した書類は、別記様式第十三号による業務状況調査、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面(以下この条において「業務状況調査等」という。)とする。

第五十条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、貸貸住宅管理業者若しくは法第三条第一項の登録を受けようとする者又は特定転貸事業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、いずれも国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第四条第一項の規定により登録申請書を受理すること。

二 法第五条第一項の規定により登録し、及び同条第二項の規定により通知すること。

三 法第六条第一項の規定により登録を拒否し、及び同条第二項の規定により通知すること。

四 法第七条第一項の規定による届出を受理し、及び同条第二項の規定により登録すること。

五 法第八条の規定により一般の閲覧に供すること。

六 法第九条第一項の規定による届出を受理すること。

七 法第二十二条の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。

八 法第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消し、及び同条第三項の規定により通知すること。

九 法第二十三条规定により業務の全部又は一部の停止を命じ、及び同条第三項の規定により通知すること。

十 法第二十四条の規定により登録を抹消すること。

十一 法第二十五条の規定により公告すること。

十二 その他特定賃貸借契約に係る法令に関する事項

十三 特定賃貸借契約が終了した場合における特定転貸事業者の権利義務の承継に関する事項

十四 借地借家法(平成三年法律第九十号)その他特定賃貸借契約に係る法令に関する事項

十五 第一項の書類は、営業所又は事務所に備え置くものとする。

十六 第一項の書類は、営業所又は事務所に備え置かれた日から起算して三年を経過する日までの間、当該営業所又は事務所に備え置くものと

十二 法第二十六条第一項の規定により必要な報告を求め、又は立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

十三 法第三十三条第一項の規定により必要な措置をとるべきことを指示し、及び同条第三項の規定による公表をすること。

十四 法第三十三条第二項の規定により必要な措置をとるべきことを指示し、及び同条第三項の規定による公表をすること。

十五 法第三十四条第一項の規定により勧誘を行うこと若しくは勧誘者に勧誘を行わせるとの停止又は特定賃貸借契約に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じ、及び同条第三項の規定による公表をすること。

十六 法第三十四条第二項の規定により勧誘を行うことの停止を命じ、及び同条第三項の規定による公表をすること。

十七 法第三十五条第一項の規定による申出を受け、並びに同条第二項の規定により必要な調査を行い、及び同項の規定による措置をとること。

十八 法第三十六条第一項の規定により必要な報告を求め、又は立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

前項第七号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる権限で賃貸住宅管理業者の従たる営業所又は事務所に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のか、当該従たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

附 則 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月十五日）から施行する。

附 則 (令和三年四月二一日国土交通省 令第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（次条において「法」という。）の施行の日（令和三年六月十五日）から

（経過措置）

第二条 法第十二条第四項の知識及び能力に関する国土交通大臣が定める要件に該当する者で、この省令の施行の日から一年を経過する日まで

別記様式第一号（第六条関係）

に国土交通大臣が指定する講習を修了したものには、登録証明事業による証明を受けている者とみなす。

第三条 この省令の施行前にその課程を修了した講習であつて、前条又はこの省令による改正後の賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則第十四条第二号の講習に相当するものとして国土交通大臣が定めるものは、それぞれ

前条又は同号の講習とみなす。
**附 則 (令和三年八月三一日国土交通省
令第五三号)**

(施行期日)

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則 (令和五年一二月二八日国土交通省
省令第九八号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和六年三月一九日国土交通省
令第二六号) 抄**

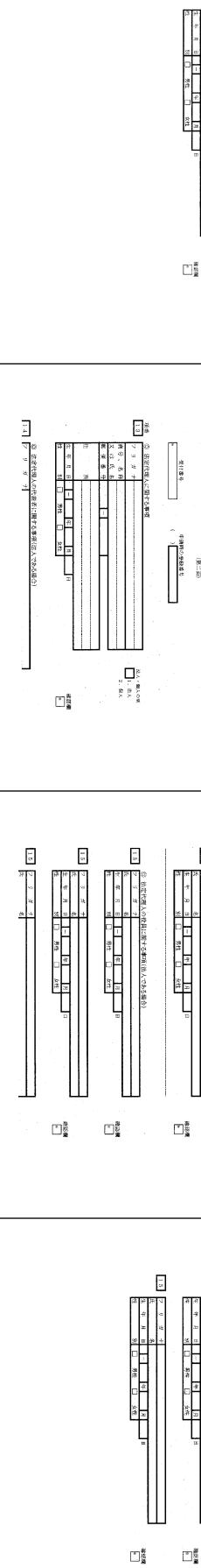
(施行期日)

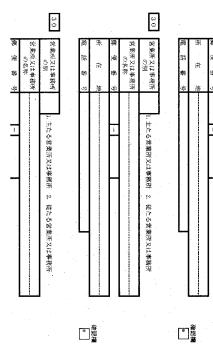
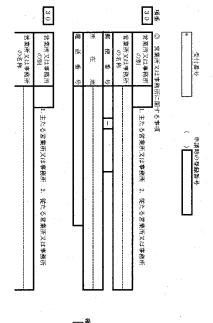
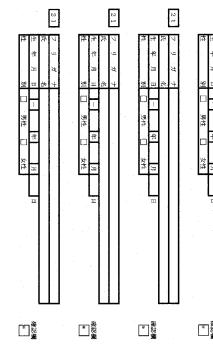
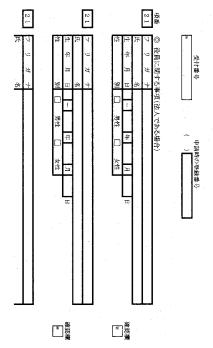
**第
一
条** この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則 (令和六年五月二七日国土交通省
令第六二号)**

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。







行 裁 地
其 治 市

1

（99）H

中華人民共和國計劃生育法
中華人民共和國計劃生育法

別記様式第二号（第七条関係）

別記様式第二号（第七条関係）
 (第7条の規定によるもの)

登録番号		年月日		年月日	
登録番号	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
登録事項					

別記様式第三号（第七条関係）

登録番号		年月日		年月日	
登録番号	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
登録事項					

登録番号		年月日		年月日	
登録番号	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
登録事項					

B. S. P. Y. S.		B. S. P. Y. S.	
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100
101	102	103	104
105	106	107	108
109	110	111	112
113	114	115	116
117	118	119	120
121	122	123	124
125	126	127	128
129	130	131	132
133	134	135	136
137	138	139	140
141	142	143	144
145	146	147	148
149	150	151	152
153	154	155	156
157	158	159	160
161	162	163	164
165	166	167	168
169	170	171	172
173	174	175	176
177	178	179	180
181	182	183	184
185	186	187	188
189	190	191	192
193	194	195	196
197	198	199	200
201	202	203	204
205	206	207	208
209	210	211	212
213	214	215	216
217	218	219	220
221	222	223	224
225	226	227	228
229	230	231	232
233	234	235	236
237	238	239	240
241	242	243	244
245	246	247	248
249	250	251	252
253	254	255	256
257	258	259	260
261	262	263	264
265	266	267	268
269	270	271	272
273	274	275	276
277	278	279	280
281	282	283	284
285	286	287	288
289	290	291	292
293	294	295	296
297	298	299	300
301	302	303	304
305	306	307	308
309	310	311	312
313	314	315	316
317	318	319	320
321	322	323	324
325	326	327	328
329	330	331	332
333	334	335	336
337	338	339	340
341	342	343	344
345	346	347	348
349	350	351	352
353	354	355	356
357	358	359	360
361	362	363	364
365	366	367	368
369	370	371	372
373	374	375	376
377	378	379	380
381	382	383	384
385	386	387	388
389	390	391	392
393	394	395	396
397	398	399	400
401	402	403	404
405	406	407	408
409	410	411	412
413	414	415	416
417	418	419	420
421	422	423	424
425	426	427	428
429	430	431	432
433	434	435	436
437	438	439	440
441	442	443	444
445	446	447	448
449	450	451	452
453	454	455	456
457	458	459	460
461	462	463	464
465	466	467	468
469	470	471	472
473	474	475	476
477	478	479	480
481	482	483	484
485	486	487	488
489	490	491	492
493	494	495	496
497	498	499	500
501	502	503	504
505	506	507	508
509	510	511	512
513	514	515	516
517	518	519	520
521	522	523	524
525	526	527	528
529	530	531	532
533	534	535	536
537	538	539	540
541	542	543	544
545	546	547	548
549	550	551	552
553	554	555	556
557	558	559	560
561	562	563	564
565	566	567	568
569	570	571	572
573	574	575	576
577	578	579	580
581	582	583	584
585	586	587	588
589	590	591	592
593	594	595	596
597	598	599	600
601	602	603	604
605	606	607	608
609	610	611	612
613	614	615	616
617	618	619	620
621	622	623	624
625	626	627	628
629	630	631	632
633	634	635	636
637	638	639	640
641	642	643	644
645	646	647	648
649	650	651	652
653	654	655	656
657	658	659	660
661	662	663	664
665	666	667	668
669	670	671	672
673	674	675	676
677	678	679	680
681	682	683	684
685	686	687	688
689	690	691	692
693	694	695	696
697	698	699	700
701	702	703	704
705	706	707	708
709	710	711	712
713	714	715	716
717	718	719	720
721	722	723	724
725	726	727	728
729	730	731	732
733	734	735	736
737	738	739	740
741	742	743	744
745	746	747	748
749	750	751	752
753	754	755	756
757	758	759	760
761	762	763	764
765	766	767	768
769	770	771	772
773	774	775	776
777	778	779	780
781	782	783	784
785	786	787	788
789	790	791	792
793	794	795	796
797	798	799	800
801	802	803	804
805	806	807	808
809	810	811	812
813	814	815	816
817	818	819	820
821	822	823	824
825	826	827	828
829	830	831	832
833	834	835	836
837	838	839	840
841	842	843	844
845	846	847	848
849	850	851	852
853	854	855	856
857	858	859	860
861	862	863	864
865	866	867	868
869	870	871	872
873	874	875	876
877	878	879	880
881	882	883	884
885	886	887	888
889	890	891	892
893	894	895	896
897	898	899	900
901	902	903	904
905	906	907	908
909	910	911	912
913	914	915	916
917	918	919	920
921	922	923	924
925	926	927	928
929	930	931	932
933	934	935	936
937	938	939	940
941	942	943	944
945	946	947	948
949	950	951	952
953	954	955	956
957	958	959	960
961	962	963	964
965	966	967	968
969	970	971	972
973	974	975	976
977	978	979	980
981	982	983	984
985	986	987	988
989	990	991	992
993	994	995	996
997	998	999	1000

別記様式第四号（第七条関係）

2. 経営資源の活用状況	
□ 営業、販売、生産の各部門別に、他の部門からの資源を活用する割合	□ 10%未満
□ 10%以上、20%未満	□ 20%以上
□ 20%以上、30%未満	□ 30%以上
□ 30%以上、40%未満	□ 40%以上
□ 40%以上、50%未満	□ 50%以上
□ 50%以上、60%未満	□ 60%以上
□ 60%以上、70%未満	□ 70%以上
□ 70%以上、80%未満	□ 80%以上
□ 80%以上、90%未満	□ 90%以上
□ 90%以上、100%未満	□ 100%
□ 100%以上	□ その他()

別記様式第五号（第七条関係）

別記様式第六号（第七条関係）

別記様式第七号（第七条関係）

別記様式第八号（第七条関係）

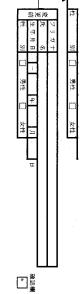
別記様式第八号（第七条関係）（令和五年四月一日以降）

契約書 (個人用)	
<small>本契約書は、当社が個人としてお取引する人との間で、専門的な営業活動等を目的として、定期的・継続的に取引を行うことを前提としたものであります。本契約書は、契約書の内容を悉く記載するものとし、本契約書に記載する事項は、本契約書の全部の取引に適用されます。</small>	
契約日	年 月 日
氏名 姓氏 名 性別 年齢 職業 会員登録番号 会員登録料金 会員登録料金	
<small>本契約書をよくお読みになってから、本契約書の内容の理解を得て、本契約書に記載する事項に同意することを誓約いたします。尚且つ、本契約書の内容を悉く記載するものとし、本契約書に記載する事項は、本契約書の全部の取引に適用されます。</small>	

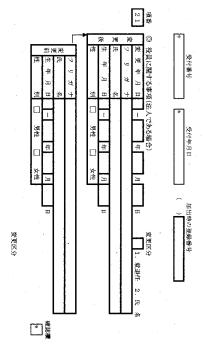
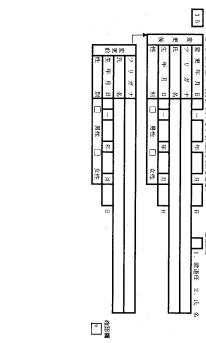
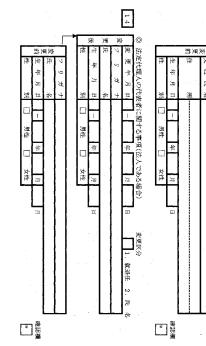
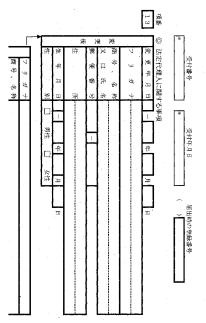
別記様式第九号（第十一条関係）

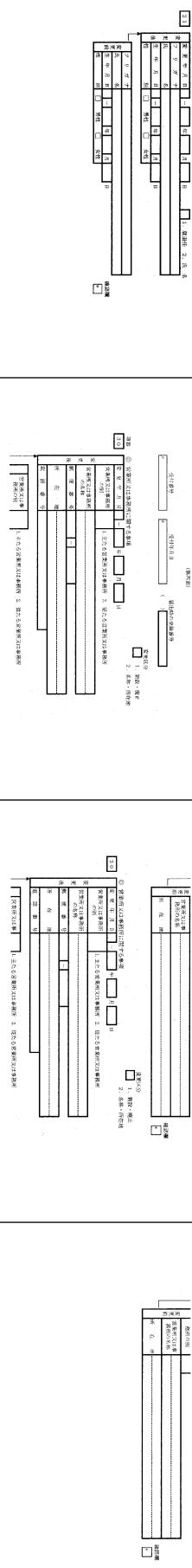
別記様式第九号（第十一条関係）（令和五年四月一日以降）

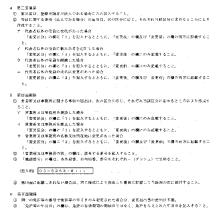
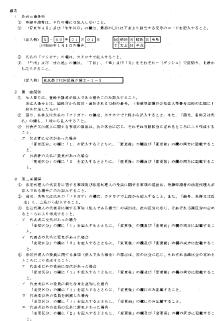
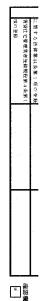
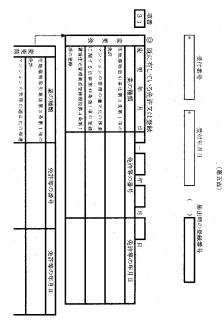
契約書 (法人用)	
<small>本契約書は、当社が法人としてお取引する人との間で、定期的・継続的に取引を行うことを前提としたものであります。本契約書は、契約書の内容を悉く記載するものとし、本契約書に記載する事項は、本契約書の全部の取引に適用されます。</small>	
契約日	年 月 日
会社名 商号 代表者名 会員登録番号 会員登録料金 会員登録料金	
<small>本契約書をよくお読みになってから、本契約書の内容の理解を得て、本契約書に記載する事項に同意することを誓約いたします。尚且つ、本契約書の内容を悉く記載するものとし、本契約書に記載する事項は、本契約書の全部の取引に適用されます。</small>	



契約書 (法人用)	
<small>本契約書は、当社が法人としてお取引する人との間で、定期的・継続的に取引を行うことを前提としたものであります。本契約書は、契約書の内容を悉く記載するものとし、本契約書に記載する事項は、本契約書の全部の取引に適用されます。</small>	
契約日	年 月 日
会社名 商号 代表者名 会員登録番号 会員登録料金 会員登録料金	
<small>本契約書をよくお読みになってから、本契約書の内容の理解を得て、本契約書に記載する事項に同意することを誓約いたします。尚且つ、本契約書の内容を悉く記載するものとし、本契約書に記載する事項は、本契約書の全部の取引に適用されます。</small>	







- 1 既存の問題を尋ねる手順については、次の通りのこととします。
 - (1) 過去1ヶ月間に、何事かで医師や薬剤師に困った事例を何件か選んで記入することとする。
 - (2) 過去1ヶ月間に、何事かで医師や薬剤師に困った事例を何件か選んで記入することとする。
 - (3) 過去1ヶ月間に、何事かで医師や薬剤師に困った事例を何件か選んで記入することとする。
 - (4) 過去1ヶ月間に、何事かで医師や薬剤師に困った事例を何件か選んで記入することとする。
 - 2 事例を記入する際には、既往歴などを記入したときと同様に、薬に及ぼす影響の内容を記入することとする。
 - 3 従来者と現在所等必要な事項がある場合には、薬に及ぼす影響の内容を記入すること。
 - 4 用語の意味は色々とあります。ご了承ください。
 - 5 誤字脱字は必ず読み取れますのでご了承ください。

別刷式様十二号(第二百一十九番原稿) (付)資料第44-3(3)	
特 殊	
書 類 名 称	
中 國 人 民 共 和 國 公 安 部 印	
目 次 表	頁 數 合 計
卷 首 文 字 及 標 題	頁 數 合 計
正 文 及 附 錄	頁 數 合 計
附 錄 及 註 記	頁 數 合 計
上 列 各 項 實 質 上 與 原 件 無 異	
總 頁 數 ____	